# 箕面市立青少年教学の森野外活動センター 及び箕面新稲の森一体的活用事業

箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者募集要項

新型コロナウィルス感染症拡大による緊急事態宣言発出により、 「もみじだより8月号」に掲載していたスケジュールの一部に 変更があります。

令和3年(2021年)8月

箕面市教育委員会

# 目次

| 1   | 募集の目的           | 2 |
|-----|-----------------|---|
| 2   | 施設の概要           | 2 |
| 3   | 業務の範囲           | 5 |
| 4   | 指定の期間           | 6 |
| 5   | 管理の基準           | 7 |
| 6   | 特定提案1           | 2 |
| 7   | 自主事業1           | 5 |
| 8   | 管理運営における収支1     | 5 |
| 9   | リスク分担1          | 7 |
| 1 0 | 応募者資格1          | 8 |
| 1 1 | 応募手続き等1 9       | 9 |
| 1 2 | 指定管理者候補者の選定方法2  | 3 |
| 1 3 | 協定の締結、指定管理者の指定2 | 5 |
| 1 4 | 指定期間開始前の取り消し等2  | 5 |
| 1 5 | その他留意事項         | 6 |

# 1 募集の目的

箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)は、箕面市立青少年教学の森野外活動センター(以下「センター」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例(平成17年条例第26号。以下「条例」という。)の規定にもとづき、これまで以上に利用しやすい魅力的な施設をめざし、管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

併せて、箕面新稲の森の一部について、センターとの一体的な活用をめざし、指定管理者の創意工夫による意欲的な提案にもとづく貸し付けを行います。

# 2 施設の概要

# (1) センター

### ① 設置目的

多様な植物や野鳥が生息する豊かな自然環境で、自然体験や野外活動による健全な 青少年の育成その他の生涯学習のための施設として設置しています。

### ② 施設概要

| 所在地  | 箕面市新稲2丁目257番3           |
|------|-------------------------|
| 敷地面積 | 265, 000 m <sup>2</sup> |

| 施設種別               | 構造など  | 延床面積      |
|--------------------|---|-----------|
| 管理棟                | 鉄筋コンクリート造 3 階建て<br>事務室、医務室、研修室A(約 120 人)、研修室B<br>(約 60 人)、工作室(約 30 人)、メインホール兼食<br>堂(約 300 人)、エレベーター | 1, 730 m² |
| 本館                 | 鉄筋コンクリート造2階建て<br>10人用宿泊室、プレイホール(約200人)、和室(約30人)   | 918 m²    |
| 第1キャンプ場 (定員 180 人) | 10 人用フレッシュエアーテント 18 張、<br>キャンプファイヤー場、野外炊さん場 2 箇所、<br>野外トイレ 2 箇所                                     | _         |

| 第2キャンプ場<br>(定員50人) | 10 人用ロッジ 5 棟、キャンプファイヤー場、野外炊さん場 1 箇所、野外トイレ 1 箇所      | _ |
|--------------------|---|---|
| 第3キャンプ場<br>(定員50人) | テントスペース 10 箇所、キャンプファイヤー<br>場、野外炊さん場 1 箇所、野外トイレ 1 箇所 | _ |
| その他                | シャワー棟、 センター敷地内の遊歩道など                                | _ |

※人数は収容可能人数



建物などの使用用途は指定しませんので、センターの設置目的を最大限に発揮できる プランを提案してください。

なお、詳細は「資料1 教学の森(本館・管理棟)平面図」を参照してください。

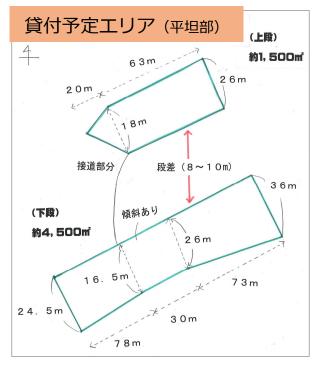
# (2) 箕面新稲の森

# ① 施設概要

センターに隣接し箕面国定公園と一体となって豊かな緑を形成する緑地です。

| 所在地  | 箕面市新稲2丁目96番1、190番1、190番6、257番33 |
|------|---------------------------------|
| 敷地面積 | 48,997 m² (公簿面積) ただし、貸し付けは一部のみ  |





|    | 面積 | 約 1,500 m²   |
|----|----|--------------|
| 上段 | 間口 | 約 18 メートル    |
| 上权 | 奥行 | 約 63 メートル    |
|    | 形状 | ほぼ長方形        |
|    | 面積 | 約 4,500 ㎡    |
| 下段 | 間口 | 約 24.5 m     |
| 下权 | 奥行 | 約 180m       |
|    | 形状 | ほぼ長方形 (起伏あり) |

| 接道   | 市道(幅員 3m)                        |
|------|----------------------------------|
| インフラ | エリア内に公衆トイレ・<br>進入路を整備する予定で<br>す。 |
|      | 9 0                              |

貸し付けにあたり使用用途は指定しませんので、山麓部を保全しつつ恵まれた自然環境と調和した土地利用により、センターと一体的に活用する創意工夫にあふれる意欲的なプランを提案してください。

なお、応募者自身において、現地及び諸規制について調査、確認を行い、環境にも配慮した内容としてください。

# 3 業務の範囲

### (1) 業務の内容

業務内容(条例第2条、第3条)は、「業務内容表」によるものとし、詳細は「資料 2 箕面市立青少年教学の森野外活動センター業務水準表」を参照してください。

### 【業務内容表】

| センターの事業に関する業務 | ・センターの施設、附属設備等を利用に供する事業<br>・社会教育及び学校教育の一環として行う自然体験<br>及び野外活動で、委員会が必要と認める事業※  |
|---------------|--|
| 維持管理に関する業務    | <ul> <li>・建物保守管理に関する業務</li> <li>・各種設備保守管理に関する業務</li> <li>・修繕に関する業務</li> <li>・日常清掃及び定期清掃に関する業務</li> <li>・利用者の安全対策に関する業務</li> <li>・敷地内の樹木の管理業務</li> <li>・保安警備に関する業務</li> </ul> |
| 運営に関する業務      | <ul><li>・利用者への対応に関する業務</li><li>・利用料金に関する業務</li><li>・委員会及び利用団体等との連絡調整に関する業務</li><li>・傷病人への対応に関する業務</li></ul>  |
| その他           | <ul><li>・事業報告書及び事業計画書等の作成業務</li><li>・利用者統計の作成等の調査・報告業務</li><li>・文書管理業務</li><li>・情報提供に関する業務</li><li>・指定期間終了後にあたっての引き継ぎ業務</li><li>・その他の業務</li></ul>                            |

※「資料5 委員会が主催する事業」に示す事業と同等の事業は必ず実施すること。 事業実施にあたっては、毎年度委員会と協議のうえ決定します。

# (2)業務の分担

指定管理者と委員会の業務の分担は、「業務分担表」によるものとし、詳細は指定管理者と委員会との協議のうえ、後日締結する「協定書」に定めることとします。

### 【業務分担表】

| 項目                     | 指定管理者 | 委員会 |
|------------------------|-------|-----|
| センターの運営に関する業務          | 0     |     |
| 維持管理に関する業務             | 0     |     |
| 物品、備品の管理に関する業務         | 0     |     |
| 必要な物品、消耗品等の購入に関する業務    | 0     |     |
| 非常時における初動対応(事故対応等)     | 0     | 0   |
| 施設の改修、大規模修理            | 0     | 0   |
| 災害復旧 (軽微なものを除く)        |       | 0   |
| 施設賠償保険、火災保険、森林国営保険     | 0     | 0   |
| 包括的管理責任(管理瑕疵除く)        |       | 0   |
| ハイキング道の軽微な整備やメイン道路落葉清掃 | 0     |     |
| 敷地内危険木除去、樹木の伐採         | 0     | 0   |

<sup>※ ◎</sup>は、主として担うもの

# 4 指定の期間

令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間とします。

ただし、指定管理期間中の事業計画の中で延長の提案をしていただき、採択された場合は、5年を限度に延長できます。なお、指定管理期間については、箕面市議会の議決により確定します。

また、管理運営することが適当でないと認めるときは条例第7条にもとづき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

# 5 管理の基準

指定管理者は、条例及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則 (平成17年教委規則第20号。以下「規則」という。)に定める管理の基準により運営 することとします。

# (1) 利用時間(条例第8条)

・日帰り利用の場合:午前9時から午後5時まで

・宿泊利用の場合 :午後3時から翌日の午後2時まで

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、 利用時間の短縮または延長を行うことができます。

なお、指定管理者として選定されたときは、委員会の承認を得て速やかに利用時間 を公表してください。

### (2) 開所期間及び休所日(条例第9条)

・開所期間:3月1日から11月30日まで

・休所日 : 7月及び8月を除く月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号) に規定する休日に当たるときは、その翌日 (その 日が休日であるときはその翌日))

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、 開所期間及び休所日を変更することができます。

なお、指定管理者として選定されたときは、委員会の承認を得て速やかに開所期間 及び休所日を公表してください。

### (3) 利用の許可等(条例第10条)

センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることになっており、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、許可に条件を付けることができます。

ただし、センターは、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するため の公の施設であり、利用に際しては平等かつ公平な取り扱いをしてください。

また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

# (4) 利用の期間の制限(条例第11条)

利用期間は、引き続き4日以上利用できないことになっています。 ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

# (5)特別の設備の設置等(条例第12条)

利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、特別の設備を設置し、又は備え付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けることになっています。

# (6) 利用及び入所の制限(条例第13条及び14条)

利用の制限及び入所の制限は、公平かつ公正に行ってください。

また、正当な理由がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

ただし、公益を害するおそれがある場合は、利用及び入所を制限することができます。

### (7) 利用の許可の取り消し等(条例第15号)

指定管理者は、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができます。

### (8) 利用料金(条例第16条)

指定管理者の指定にあたっては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用しています。

利用料金は、センターの円滑な利用及び施設の適切な維持管理を可能にする範囲で、ご提案いただくものとします。

なお、指定管理者として選定されたときは、委員会の承認を得て速やかに利用料金 を公表してください。

### (9) 利用料金の減額又は免除の基準(条例16条第5項、規則第9条各号)

条例、規則の規定にもとづき、障害者手帳等保持者や箕面市内の学校が平日に行う 行事での利用に対し、利用料金を免除してください。

なお、青少年関係団体など委員会が必要と認める団体については、参加者負担の軽減を図るため、利用料金の一部を委員会が直接団体に助成し、団体活動を支援する予定です。今後、詳細の検討を行い令和4年度当初予算に計上する予定です。

# (10)個人情報の取扱い及び守秘義務(条例第17条)

指定管理者は、業務の履行に関し知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その 他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければなりません。

業務の従事者(従事していた者を含む。)は、業務で知り得た個人情報を漏らしてはならず、指定管理期間が終了した後も同様とします。

違反した場合は、箕面市個人情報保護条例(平成2年箕面市条例第1号)第28条から第30条まで及び第32条に規定されている罰則が適用されます。

### (11) 事業計画書等の提出

指定管理者は、令和4年度以降、当該年度の委員会が指定する日までに、次年度に 予定する事業計画書及び管理体制計画書を作成し、委員会に提出してください。

なお、委員会に提出された事業計画書等は、開示請求の対象となり、箕面市役所別 館1階行政資料コーナーにおいて公表されます。

# (12) 事業報告書等の提出(地方自治法第244条の2第7項)

指定管理者は、毎年度終了後、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した 事業報告書及び経営状況等決算書を作成し、委員会に提出してください。

- ア 業務の実施状況
- イ センターの利用状況
- ウ 経理の状況
- エ その他委員会が必要と認める事項

なお、委員会に提出された事業報告書等は、開示請求の対象となり、箕面市役所別 館1階行政資料コーナーにおいて公表されます。

### (13) 指定管理者として遵守すべき事項

### 1 情報公開

指定管理者は、管理運営にかかる文書などを適正に管理し、指定期間終了に際しては、委員会又は委員会が指定する者に対し、保管文書などを引き継いでください。

また、指定管理者は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨をふまえ、管理運営に関する情報を公開してください。

なお、管理運営に関する文書で、委員会に提出されたものは委員会の行政文書として開示請求の対象となります。委員会が保有していないものについても、箕面市

情報公開条例第24条にもとづき委員会が当該情報の提供を求めたときは、これに応じなければなりません。

### ② 文書等の管理保存

指定管理者は、業務を遂行するにあたり作成又は収受した書類等を、その他の業務の書類とは別に管理し保存しなければなりません。

### ③ 障害者の法定雇用率達成への取り組み

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により、事業者に対し法定雇用率を達成する義務を課しています。指定管理者は、同法の趣旨をふまえ、誠実に履行してください。

### 4) 関係法令等の遵守及び職員研修の実施

指定管理者は、施設の設置目的に沿って、次に掲げる法令その他関係法令等を遵守し、管理運営を行わなければなりません。

なお、本指定期間中に法令等の改正があった場合には、改正後の法令等にもとづくものとします。

また、指定管理者は、業務に従事する者が下記の法令のほか、人権問題、個人情報保護等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、適宜社員研修を行ってください。

- ア 労働基準法 (昭和22年法律49号)
- イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ウ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- エ 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例及び同施行規則
- オ 箕面市個人情報保護条例(平成2年条例第1号)及び同施行規則(平成2年 規則第35号)
- カ 箕面市情報公開条例及び同施行規則(平成17年規則第79号)
- キ ア〜カに掲げるもののほか、地方自治法その他の行政関係法令及び消防法、 電気事業法その他の管理・運営に適用される関係法令

### (14) その他

#### ① 維持管理費の支払い

施設、設備等の維持管理費(法定点検を含む)、光熱水費、電話使用料等の支払 いは、原則として指定管理者が一括して行うこととします。

#### ② 賠償責任保険等への加入

指定管理者は、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する

賠償責任保険等に加入してください。

### ③ 危機管理体制の確立

- ア 施設には火元責任者を選任し、消防設備の点検、消防訓練は法令に基づき、実施してください。
- イ 危機管理マニュアルの作成について
  - a 自然災害、人為災害、事故及び自ら原因者、発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等(以下「緊急時等」という。)に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、委員会に提出してください。その他、野外活動センター及び附属設備等並びにそれらの機能に重大な支障を生じる場合に備え、非常招集ができる体制を確立してください。
  - b 危機管理マニュアルには、下記の事項を規定してください。
    - ・危機管理体制に関すること(緊急時等の連絡体制・対応体制・責任者 等)。
    - ・業務実施時における利用者に係る外傷、行方不明、感染症等の事故等の対 応に関すること。
    - ・ 火災、事故、災害等の緊急時における市民等に対する避難誘導及び初期消 火等の初動対応に関すること。
    - ・緊急時における市民等及び警察、消防等の関係機関への報告・連絡・通報 に関すること。
    - ・閉館時の地震発生時の初動体制に関すること。
    - ・風水害発生のおそれがある場合の対応体制に関すること。
    - ・その他市民等に対する対応に万全を期する方法に関すること。

#### ウ 地震時の対応について

- a 夜間・休館日等の閉館時において、震度4以上の地震が発生したとき は2名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害 の防止等を行ってください。
- b 災害により施設を休館している間は、1名以上の従事者が施設に勤務 し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施 設・設備の復旧作業に協力してください。
- c 災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本 部の指定する用途に使用することとします。

### エ 風水害時の対応について

- a 台風、豪雨等により災害発生の危険が予測されるときは、箕面市(以下 「市」という。)の指示に従い、施設閉館後も1名以上の従事者を施設に 待機させてください。
- b 夜間・休館日等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険 が高まったときは、市の指示に従い、1名以上の従事者が施設に参集し

てください。

- オ 指定管理者として、毎年度の緊急連絡体制にあっては、当該年度の4月中に 報告するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告してください。
- カ 緊急時等の初動対応は指定管理者が行ってください。利用者の安全を確保 するため、消防計画・危機管理マニュアルに従い、市、警察、消防等と連携 し対処するとともに、迅速かつ適切な措置を講じてください。

### ④ 施設の機械警備

機械警備によるセキュリティについては、指定管理者の責任と負担により業者と 契約し、システムを導入してください。

#### ⑤ 業務の引き継ぎ等

指定管理者は、センターの管理運営を開始するまでに、前指定管理者等から業務の引き継ぎを受けるとともに、指定期間の終了に際しては、委員会又は委員会が指定する者に対し、誠実に業務の引き継ぎを行ってください。

# 6 特定提案

特定提案は、サービスの向上や施設・設備等の充実、コスト削減に向けた取り組みなどを応募者から提案いただくもので、重要な審査対象項目です。自由で創意工夫にあふれるご提案をお願いします。

なお、特定提案を採用するかどうかは委員会と応募者(候補者)の協議のもと、協 定の締結までに決定するものとします。

※特定提案は、「様式4 特定提案計画書」等に記載して提出してください。

※応募しようとする団体は、必ず「様式4-2(2)箕面新稲の森の活用」について 提案してください。この事業の特定提案がなかった場合は、応募を受け付けませ ん。

### (1) 特定テーマにかかる提案

#### ① 指定管理期間中の事業計画

サービスの向上や施設・設備等の充実、コスト削減に向けた取り組みなどを盛り込んだ応募者の自由で創意工夫あふれる意欲的な事業を提案してください。 指定管理期間の延長についても提案してください。

#### ② センターの改修費等の捻出

応募者自らが想定する事業の実施にあたり、公共施設を最大限に活用し、利用者 の満足度を上げるのに効果的な備品整備や施設改修費について、応募者の努力によ る捻出、利用料金の改定や新設による捻出など、考え得る捻出案を提案してください。

なお、提案内容により、費用負担等について委員会と指定管理者が協議のうえ決定された場合、市負担額については、令和3年箕面市議会第4回定例会(12月)に債務負担にかかる議案を提出のうえ、その議決を経て担保されます。

### ③ 開所期間等の拡大

利用者の満足度を上げるため、開所期間及び休所日、利用時間の変更、施設スペースの用途変更などについて、提案してください。

# (2) 箕面新稲の森の活用にかかる提案(必須)

箕面新稲の森の一部について、センターとの一体的な活用をめざし、指定管理者の創意工夫による意欲的な提案にもとづく土地の貸し付けを行います。

また、本事業は、箕面の豊かな山麓部を守りながら、市有財産の有効活用を図るため、新稲の森の一部についてもセンターと一体的に管理、運営をすることを目的としています。

応募者の創意工夫による意欲的な事業計画と借受希望額を提案してください。

貸し付け条件等は以下のとおりです。

### ① 貸付物件

土地を現状のまま借受者に貸し付けます。

### ② 貸付料

借受金額を提案してください。

ただし、箕面市公有財産規則にもとづき算出した貸付料を提案額が下回る場合は、金額について協議することとします。

なお、提案された金額は金額に応じて、選定審査において加点の対象となります。

#### ③ 貸付期間

貸付開始日から10年間とします。

ただし、指定管理期間が10年を超える場合は、指定管理期間と同じ期間とします。

### ④ 契約上の条件

ア 公序良俗に反する使用の禁止

借受者は、貸付物件及び貸付物件上に建築した建物(以下「貸付物件等」

という。)を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号 に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のため に利用する等公序良俗に反する用に使用してはいけません。

借受者は、貸付物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対 し、上記の定めに反する使用をさせてはいけません。

#### イ 風俗営業等の禁止

借受者は、貸付物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に使用してはいけません。

### ウ 賃貸等の禁止

借受者は、貸付期間内に貸付物件等を第三者に賃貸及び無償での使用許可、又は貸付物件等に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはいけません。

ただし、提案事業の履行による場合又はやむを得ない事由により、委員会の書面による承認を得た場合はこの限りではありません。

### エ 用途等の制限

借受者は、提案事業の履行にあたり次の項目を遵守しければなりません。

- a 貸付期間の初日から起算して2年以内に提案事業の用途に使用しなければいけません。
- b 貸付期間内は、提案事業以外の用途に変更してはいけません。 なお、貸付期間内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、 関連する法令を遵守し、事前に委員会へ書面により協議のうえ、承認を 得なければいけません。
- c 事業の実施に著しい支障が生じた場合は、委員会へ書面により協議しなければいけません。

### 才 実地調査

履行状況の確認について、委員会が実地調査、所要の報告又は資料の提出を求めた場合は、それに対し借受者は協力しなければいけません。

#### 力 契約不適合責任

借受者は、貸付物件の貸付契約締結後、貸付物件(備品等を含む)に数量の不足又は隠れた瑕疵(土壌汚染、地盤沈下、地下埋設等の隠れた瑕疵)など、契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることはできません。

### キ 修繕の取り扱い

提案事業の履行にあたって、施設の運営及び使用にかかる施設機能を維持 するために必要な修繕については、借受者が負担するものとします。

また、借受者の管理上における瑕疵及び借受者の責任に帰すべき事由によるものは借受者が負担するものとします。

#### ク 契約の解除

次の項目に該当する場合は、委員会はこの契約を解除することができます。

この場合において、借受者に損害が生じても、借受者は委員会に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできません。

- a 借受者が契約に定める義務に違反したとき
- b 法令の変更、天災及びその他委員会又は借受者の責めに帰すことのできない事由により、貸付物件が使用できなくなったとき

# 7 自主事業

指定管理者は、「3 業務の範囲」に定める業務以外に、センターの設置目的に合致 し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、事前に委員会と協議のうえ、自主事業を 実施することができます。

また、センターの設置目的に合致しない場合においても、事前に委員会と協議のうえ、センターの設置目的を最大限発揮するのに寄与する自主事業(以下「目的外自主事業」という。)と認められた場合、地方自治法第238条の4第7項、行政財産使用料条例(昭和42年条例第5号)及び箕面市公有財産規則(昭和60年規則第3号)にもとづき、行政財産の使用許可を受けて実施することができます。

- ※自主事業(目的外自主事業も含む)による事業収入は、指定管理者の収入になります。
- ※自主事業(目的外自主事業も含む)の実施を予定している場合は、内容などを「様式 4 特定提案計画書」に記載して提出してください。

# 8 管理運営等における収支

### (1) 収入

#### ① センターの利用に対する利用料金

本事業では地方自治法第244条の2第8項の規定にもとづく利用料金制度を採用しています。応募者は、自らが想定する利用料金、目標となる利用者数、利用回数など

をもとに利用料金収入見込額を算定してください。

なお、利用料金の収入減に伴うリスクについては、指定管理者が責を負うものとします。

※条例・規則に基づき、障害者手帳等保持者や箕面市内の学校が平日に行う行事での 利用に対する利用料金の免除を反映してください。

# ② 委員会が主催する事業による収入

「資料 5 委員会が主催する事業」については、参加者から徴収する参加費(低廉な料金を想定)は指定管理者の収入となります。その収入から事業経費を差し引いた収支がマイナスとなる場合は、7,300千円を限度として市が負担しますので、その負担額を収入に見込んでください。

# ③ 自主事業(目的外自主事業も含む)による収入

指定管理者が、自らの責任と費用負担にもとづいて実施する自主事業の収入は指定 管理者の収入となります。

# (2) 支出

### ① 施設改修費等(イニシャルコスト)

応募者自らが想定する事業の実施にあたり、公共施設を最大限に活用し、利用者の 満足度を上げるのに効果的な備品整備や施設改修費について提案してください。

具体的な施設改修費等については、提案にもとづき、指定管理者と委員会が協議のうえ決定します。

施設改修費等にかかる市負担額については、令和3年箕面市議会第4回定例会(12月)に債務負担にかかる議案を提出のうえ、その議決を経て担保されます。

### ② 管理運営経費(ランニングコスト)

センターの業務の内容・分担をもとに、管理運営経費(委員会が主催する事業にかかる経費を含む)を算出してください。

#### ③ 自主事業(目的外自主事業も含む)の経費

自主事業にかかる経費は、センターの業務とは別に算出してください。なお、目的 外自主事業については、行政財産使用料が必要になります。

### (3) 収支

### ① 市への納付金(または市からの委託料)

利用料金等と自主事業による収入により管理運営業務がまかなえることを期待しま

す。

さらに、指定管理者が管理運営業務や自主事業の実施により利益を得た場合、当該利益は、指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設から生まれたものでもあります。したがって、想定される利益のうち施設改修費への還元などのため、市に納付できる金額を提案されることを期待します。

なお、収支がマイナスとなる場合は、市からの委託料として支払うことになります。

納付金または委託料は、応募者の収支計算において計算された金額にもとづき、指 定管理者と委員会が協議のうえ、後日締結する「協定書」において明記します。

# 9 リスク分担

指定管理期間中の指定管理者と委員会のリスク分担の基本的な考え方は、「リスク分担表」によるものとし、詳細は指定管理者と委員会との協議のうえ、後日締結する「協定書」に定めることとします。

# 【リスク分担表】

| 項目                             | 指定管理者 | 委員会 |
|--------------------------------|-------|-----|
| 応募コスト                          | 0     |     |
| 施設管理に必要な資金の確保                  | 0     |     |
| 管理業務開始前の業務引き継ぎに関するコスト          | 0     |     |
| 本事業に直接影響のある法令等の変更              | 協議事   | 事項  |
| 物価の変動                          | 0     |     |
| 施設設置者の責任による事業の中止・遅延            |       | 0   |
| 指定管理者の責任による事業の中止・遅延            | 0     |     |
| 不可抗力による事業の中止・遅延                | 協議事項  |     |
| 指定管理者の事業放棄・破綻                  | 0     |     |
| 施設及び物品の修繕等の費用(1件あたり50万円未満)     | 0     |     |
| 施設及び物品の修繕等の費用 (1 件あたり 50 万円以上) |       | 0   |
| 火災等の事故 (管理瑕疵)                  | 0     |     |
| 第三者に損害を与えた場合(管理瑕疵)             | 0     |     |
| 第三者に損害を与えた場合(設置瑕疵)             | *     | 0   |

※指定管理者が施設の不備等を認識できる状態にあったにもかかわらず、適切な対応 を欠いていた場合は、指定管理者のリスクとします。

# 10 応募者資格

応募者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成される団体(以下「共同事業体」という。)とし、個人での応募は受け付けません。

単独で応募した法人等は、共同事業体の構成員になることはできません。また、複数の共同事業体の構成員に同時になることはできません。

共同事業体で応募する場合は代表法人等を定めてください。共同事業体で応募した場合、委員会と指定管理者の協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。選定後の協議は、代表法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員すべてが負うことになります。

なお、応募者(共同事業体の構成員を含む)は、応募書類提出時点において以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止などの措置を受けていないこと
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人、暴力団員が実質的に経営を支配する法人もしくはこれらに準ずるもの(それらの利益となる活動を行うもの)でないこと
- ウ 団体の役員に、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられその執行が 終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていない こと
- エ 直近3年間の法人税又は所得税並びに消費税、地方税(都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税)及び地方消費税を滞納していないこと
- オ 会社更生法又は民事再生法にもとづき更生又は再生手続きをしていないこと
- カ 地方自治法第244条の2第11項にもとづき、本市又は他の地方公共団体から指 定管理者の指定を取り消され、又はその取り消しの日から3年を経過しないもので ないこと
- キ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けていないこと
- ク 本指定管理者の選定を行う選定委員が属しないこと

# 11 応募手続き等

# (1) 応募及び選定等のスケジュール

|   | 項目                      | 日程              |
|---|-------------------------|-----------------|
| 1 | 募集要項等の配布                | 令和3年8月2日~8月25日  |
| 2 | 応募説明会及び現地見学会            | 令和3年9月2日        |
| 3 | 質問の受付                   | 令和3年8月31日~9月6日  |
| 4 | 質問の回答期限                 | 令和3年9月14日       |
| 5 | 応募書類の受付                 | 令和3年9月16日~9月24日 |
| 6 | 審査会(書類審査、プレゼンテーション)     | 令和3年10月中旬       |
| 7 | 指定管理者候補者の選定             | 令和3年10月下旬       |
| 8 | 協定(停止条件付き)の締結           | 令和3年11月中旬       |
| 9 | 指定管理者の指定(議決・協定の<br>の締結) | 令和 3 年 12 月下旬   |

# (2)募集要項等の配布

配布期間:令和3年8月2日(月)から令和3年8月25日(水)まで

配布時間:午前8時45分から午後5時15分まで

(ただし土日、祝日は除く)

配布場所:箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 青少年育成室

(市役所別館3階35番窓口)

配布書類:①指定管理者募集要項、②様式集

※配布書類は市のホームページからダウンロードできます

https://www.city.minoh.lg.jp/seishonen/kyougaku/shiteikanri-

koushin/bosyu2021.html

### (3) 応募説明会等

### ① 応募説明会及び現地見学会の開催

説明会:令和3年9月2日(木)午後1時30分から

箕面市役所 別館3階 第5会議室

見学会:同日 午後3時30分から

センター進入路入り口 (ゲート) 前集合

申込方法:「説明会及び現地見学会参加申込書(様式I)」に法人等の名称、 参加者の氏名等を記入のうえ、8月31日(火)午後5時15分 までに、メールで箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局青少年 育成室までお申し込みください。

> メールアドレス: seishonen@maple.city.minoh.lg.jp メールの標題:「説明会参加申込書(法人等名)」

- ※応募しようとする団体は、必ず説明会に参加してください。参加しなかった場合は、応募を受け付けません。現地見学会は任意です。
- ※参加人数は、各団体2名までとさせていただきます。
- ※事前に配布した資料は当日配布しませんので、ご持参ください。
- ※新型コロナウイルス感染症予防のため、当日はマスクの着用をお願いします。また発熱や咳などの症状があるかたの来場はお控えください。
- ※見学会開催日以外については、施設への立ち入りはできません。

### (4) 質問の受付及び回答

受付期間: 令和3年8月31日(火)午前8時45分から 令和3年9月6日(月)午後5時15分まで

質問方法:「募集要項等質問書(様式II)」に法人等の名称、質問内容を記入のう え、9月6日(月)午後5時15分までに、メールで箕面市教育委員 会事務局子ども未来創造局青少年育成室まで提出してください。

メールアドレス: seishonen@maple.city.minoh.lg.jp

メールの標題 : 「公募要項等に関する質問書(法人等名)」

回答方法:令和3年9月14日(火)に市のホームページに掲載予定です。 ただし、ホームページに掲載することが適当でないと判断した場合 は、提出した団体にメールで回答を送付することがあります。

### (5) 応募書類の受付

受付期間:令和3年9月16日(木)から令和3年9月24日(金)まで

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで

(ただし土日、祝日は除く)

受付場所:箕面市教育委員会 子ども未来創造局 青少年育成室

(市役所別館3階35番窓口)

※期限内に応募書類を、青少年育成室へ直接持参してください。郵送された書類は受付しません。

# (6)応募書類

提出部数:次の書類の原本1部、副本7部(審査結果通知用の封筒は1枚) ※①~⑤までは原則A4判

|     | 書類                           | 様式      |
|-----|------------------------------|---------|
| 1   | 指定管理者申込書                     | 様式1-1   |
|     | ※ グループで応募する場合は委任状            | 様式1-2   |
| 2   | 添付書類                         |         |
|     | ア 規約、定款、寄付行為、その他これらに準ずる書類    |         |
|     | イ 団体の役員名簿                    |         |
|     | ウ 印鑑登録証明書(提出日において発行日から3ヶ月以内  | のもの)    |
|     | エ 法人にあたっては、登記事項証明書(提出日において発  | 行日から3ヶ月 |
|     | 以内のもの)                       |         |
|     | ▶ その他団体にあっては、登記簿謄本の記載内容に類する  |         |
|     | オ 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに平  | 成30年度   |
|     | から令和2年度までの収支決算書及び事業報告書       |         |
|     | ▶ 経営実績が3か年に満たない法人にあっては、管理にか  | かる業務を   |
|     | 安定して行う経営能力を明らかにする書類          |         |
|     | 力 所得税、法人税、消費税、地方税(都道府県民税、市町村 |         |
|     | 税、事業税、地方消費税)にかかる過去3年の納税証明    | 1       |
| 3   | <b>誓約書</b>                   | 様式1-3   |
| 4   | 団体の概要                        | 様式1-4   |
| 5   | 財務体質(キャッシュフローの状況)            | 様式1-5   |
| 6   | 財務体質(過去3カ年の決算状況(赤字の有無))      | 様式1-6   |
| 7   | 財務体質(経常利益の状況)                | 様式1-7   |
| 8   | 財務体質(自己資本比率の状況)              | 様式1-8   |
| 9   | 財務体質(流動比率の状況)                | 様式1-9   |
| 10  | 事業者の所在地                      | 様式1-10  |
| (1) | 配置予定従事者の業務実績及び国家資格等並びに専門知識   | 様式2-1   |
| 12  | 適正な履行確保のための業務体制              | 様式2-2   |
| 13  | 災害時等における業務体制                 | 様式2-3   |
| 14) | 研修体制                         | 様式2-4   |
| 15  | 品質保証への取組                     | 様式2-5   |
| 16  | 障害者雇用率                       | 様式2-6   |
| 17) | 男女協働参画の実現への取組                | 様式2-7   |
| 18  | 地域活動への取組                     | 様式2-8   |
| 19  | 災害時協定等                       | 様式2-9   |

| 20  | 契約(業務)期間終了後の引継ぎ            | 様式2-10 |
|-----|----------------------------|--------|
| 21) | 人権問題への取組                   | 様式2-11 |
| 22  | 個人情報保護に関する取組状況             | 様式2-12 |
| 23  | 地域経済への波及効果                 | 様式2-13 |
| 24  | 価格提案書及び収支計画書               | 様式3    |
| 25  | 特定提案計画書                    |        |
|     | (1) 特定テーマにかかる提案            | 様式4-1  |
|     | (2) 箕面新稲の森の活用にかかる提案        | 様式4-2  |
|     | 借受希望額調書                    | 参考様式   |
| 26  | 審査結果通知用封筒                  |        |
|     | (送付先を明記し、特定記録郵便の切手を貼付したもの) | _      |

### (7) 応募書類の提出にあたっての留意事項

### ① 複数の提出の禁止

同一の法人等が、複数の申請をした場合は失格とします。

### ② 応募内容の変更禁止

応募(提出)された書類の変更は原則不可とします。

# ③ 虚偽の記載に対する取り扱い

応募(提出)書類に虚偽の記載があった場合又は欠格事項に該当した場合は、失格(指定を拒否)とします。この場合の応募者に生じた損害は、応募者が負うものとします。

# ④ 応募(提出)書類の取り扱い

提出された書類は、原則返却しません。

### ⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

### ⑥ 情報の公開

事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、委員会は指定管理者候補者の選定にかかる結果の公表等で必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

#### ⑦ その他

ア 書類審査前に、応募書類の不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

- イ 応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- エ 応募書類は、錯誤等によるものとして市が認めた場合を除き、差替え及び返 却することはできません。
- オ 応募書類の提出後、申し込みを取り下げる場合は、速やかに書面(様式任意)で申し出てください。
- カ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とします。
- キ 本業務の応募のために得た情報について、応募者は他の目的に使用すること はできません。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に取得で きる情報については、その対象ではありません。
- ク 応募説明会及び現地見学会等の定められた機会を除き、委員会が個別に対応 することはできません。応募者は委員会が提供した情報や独自に入手した情報 のみで書類を作成し、応募してください。
- ケ 共同事業体で応募した場合、代表法人等及び構成員の変更は認めません。
- コ 応募書類は、箕面市情報公開条例に基づき、市として候補者を決定するまで の間は非公開となります。候補者が決定した後は、同条例に定める非開示情報 を除いて公開の対象となります。
- サ 応募書類等の内容に含まれている特許権、意匠権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象にかかる責任は、全て応募者が負うものとします。
- シ 各団体(共同事業体)につき複数の応募はできません。

# 12 指定管理者候補者の選定方法

### (1)選定方針

センターの指定管理者候補者は、「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)での、応募書類及びプロポーザルコンペによる審査結果をふまえて、条例第4条第4項の規定にもとづき、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認めた者を選定します。

なお、候補者として決定後、市議会の議決を経て正式に指定管理者として決定します。

### (2) 選定基準

① 条例の設置目的及び条例により指定する事業を効率的に実施し、かつ、センターの機能を高める効果的な運営ができること

- ② センター利用者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること
- ③ センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること
- ④ センターの管理・運営経費の縮減が図られること
- ⑤ 青少年の健全育成等の取り組みが見込まれること

### (3)審杳方法

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の結果(点数)を総合的に評価して第1位及び第2位の順位を決定し、第1位順位者を指定管理者候補者とします。

### 1 書類審査

応募書類を、「(2)選定基準」に基づき審査します。

### ② プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを実施し、選定委員のヒアリングを受けていただきます。

- ※プレゼンテーションは、10月中旬に実施を予定しています。日時、開催場所などは、決まり次第、各応募者に連絡いたします。
- ※各団体ともプレゼンテーションへの出席は4名までとさせていただきます。 また、法人等代表して説明や意見を述べられるかたが出席してください。
- ※応募者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者としての適否を判断 します
- ※第1位順位者の辞退、指定後の取り消し等が発生した場合は、第2位順位者と協議のうえ、指定管理者候補者として決定し、市議会の議決を経て正式に指定管理者として決定します。
- ※新型コロナウイルス感染症予防のため、当日はマスクの着用をお願いします。また発熱や咳などの症状があるかたの来場はお控えください。
- ※審査は、非公開です。

### (4) 選定対象からの除外

選定過程の中で、応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。なお、共同事業体での応募で、共同事業体の構成員のいずれかが次の要件に該当する場合は、同様に選定対象から除外します。

- ア 応募資格を失った場合又は応募資格がないとことが判明した場合
- イ 応募書類の提出期間に所定の書類が整わなかった場合

- ウ 複数の提案をした場合
- エ 申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- オ その他不正の行為があった場合
- カ 選定委員会の委員に個別に接触した場合
- キ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ク この要項において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ケ 応募者が社会的に非難される事件を起こした場合
- コ 応募者が倒産し、又は解散した場合

### (5)選定結果の通知

指定管理者候補者の決定後、その結果を応募者全員に文書で10月下旬頃に通知する予定です。また、市のホームページでも公表します。

# 13 協定の締結、指定管理者の指定

### (1)協定の締結

選定委員会により選定された指定管理者候補者は、委員会と指定期間内の管理運営業務の実施等に関する細目事項について協議のうえ、令和3年11月中旬に「協定書」を締結します。この協定書は市議会の議決後に効力を生じます。

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合 には、委員会と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

# (2) 指定管理者の指定

選定委員会によって決められた指定管理者候補者をセンターの指定管理者とする 旨の議案を、令和3年箕面市議会第4回定例会(12月)に提出のうえ、その議決 を経て指定管理者の指定の告示を行います。

# 14 指定期間開始前の取り消し等

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、「12 指定管理者候補者の選定方法」の「(3)選定対象からの除外」に定める事項又は下記の事項のいずれかに該当した場合は、指定を取り消します。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員が該当した場合にも、同様に取り消します。

なお、取り消しとなった場合は、指定管理者候補者の順位付けにおいて次の順位の者

と協議し、協議が整った場合は、その者を指定管理者候補者として決定します。

- ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合
- イ 市議会において、指定の議案が否決された場合
- ウ 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- エ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

# 15 その他の留意事項

### (1) 指定の取り消し等

- ① 委員会は、指定管理期間中に、指定管理業務の良好な管理状況を確保するため、その管理業務及び経理状況について報告を求めるとともに、実地調査行います。指定管理業務が適正に行われていないと判断した場合、委員会は、期限を定め改善等必要な指示を行いますが、改善されないときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じます。
- ② 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに委員会に報告しなければなりません。
- ③ 指定管理者の責めに帰するべき事由により適正な施設管理が困難となった場合 又はそのおそれがあると認められる場合は、委員会は、指定管理者に対して改善 勧告等の指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができ ます。
  - この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合 等には、委員会は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停 止を命じることができます。
- ④ 指定管理者が委員会の指示に従わないとき及び指定管理者の財務状況が著しく 悪化する等業務の継続が困難と認められるときは、委員会は、指定管理者の指定 の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
- ⑤ 上記①~④の場合において、指定管理者に生じた損害に対して、委員会は一切 その責を負いません。また、委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償するもの とします。
- ⑥ 委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が 困難となった場合には、委員会と指定管理者は、業務継続の可否等について協議 を行い、継続が困難と判断した場合は、委員会は指定管理者の指定の取消し又は 業務の一部の停止を命じることができます。

⑦ 指定管理者の指定を取り消された場合は、次に施設の業務を行う指定管理者又は委員会が円滑かつ支障なく施設の業務を行うことができるよう、引継等の必要な対応を行ってください。

#### (2) 再委託について

指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、業務の一部を指定管理者以外の者に委託し、又は請け負わせることができることとします。委託又は請負先の決定にあたっては、委員会と協議してください。この場合に生ずる費用の負担、再委託業務の際に第三者に生じた損害への賠償等は、指定管理者の責任になります。委託の内容に変更が生じる場合は、事前に委員会と協議することとします。

なお、業務内容の全部を、第三者に対して委託し、又は請け負わせることはできません。

### (3) 市及び委員会が実施する事業への協力・協働

市及び委員会が実施する事業をセンターにおいて実施する場合の優先的な予約 等、市及び委員会が実施する事業への支援、協力並びに市及び委員会との協働を積 極的に行ってください。

また、センターにかかる市、委員会、大阪府及び国等が実施する各種調査や報告には対応していただきます。市及び委員会が求める統計資料(センター利用状況に関する書類等)は直ちに提出できるように整理しておいてください。

### ■別添資料

資料1-1 教学の森(本館・管理棟)平面図

資料1-2 新稲の森施設全景

資料 2 箕面市立青少年教学の森野外活動センター業務水準表

資料3 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例

資料4 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則

資料 5 委員会が主催する事業

### ■担当

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 青少年育成室

住所 : 〒562-0003 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

電話 : 072-724-6968

FAX: 072-724-6010

メールアドレス: seishonen@maple.city.minoh.lg.jp

ホームページ : https://www.city.minoh.lg.jp

/seishonen/kyougaku/shiteikanri-koushin/bosyu2021.html